



厚労省、外国人雇用実態調査結果を公表

平均給与は月額26万7,700円

厚生労働省はこのほど、「令和5年外国人雇用実態調査」の結果を取りまとめて公表した。

この調査は、外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況、入職経路、前職に関する事項等について明らかにすることを目的として、2024年に初めて実施されたもの。

これによると、雇用保険の被保険者数が5人以上の事業所に勤務する外国人労働者の数は約160万人で、「月間きまって支給する現金給与額」は26万7,700円。実労働時間は、所定内実労働時間155.8時間、超過実労働時間19.8時間だった。

外国人労働者を雇用する理由は「労働力不足の解消・緩和のため」が64.8%と最も高く、「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して(56.8%)」、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため(18.5%)」、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して(16.5%)」と続く。

また、外国人労働者の雇用に関する課題は、「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい」44.8%で最多、「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑(25.4%)」、「在留資格によっては在留期間の上限がある(22.2%)」、「文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある(19.6%)」などが上位を占めた。外国人労働者の国籍・地域をみると、ベトナムが29.8%と最も多く、次いで中国(香港、マカオ含む)が15.9%、フィリピンが10.0%となっている。

法人税率の中小特例が見直し

年間所得10億円超は「税率17%」に

令和7年度税制改正では、「中小企業に対する法人税の軽減税率」が大きく見直されることになった。現在、資本金1億円以下の中小企業の法人税率は、年800万円以下の所得金額について本則19%とされており、令和7年3月31日までの時限的な措置として、さらに15%に軽減されている(中小企業に対する法人税の軽減税率=租税特別措置)。今回の改正では、この租税特別措置部分の対象から「所得金額が年10億円を超える事業年度」が除外される。つまり、所得金額が年10億円を超える事業年度については、今後、年800万円以下の所得金額について、15%ではなく17%の税率で法人税が課されることになる。わが国では、世界的な法人税率の引下げ競争が展開される中、2010年代に、設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るため、法人税率が23.2%まで引き下げられた。しかし政府は「法人税率が設備投資や賃金に与える影響は限定的」「わが国の法人税改革が国内投資の増加に効果的でなかった」と明言するなど、法人税改革が失敗に終わったことを認めており、法人税については本格的な“上げトレンド”に入っている。実際、今回の税制改正大綱にも「法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく」と記載されているため、今後の動向には注視が必要だ。